

共済年金 だより

KKR

平成24年10月発行

No.105

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

<重要>

「平成25年分の扶養親族等申告書」が同封されていた方へ 2頁
扶養親族等申告書に関する よくある質問 3・4頁

<お知らせ>

平成25年分の年金から復興特別所得税が源泉徴収されます 4頁
住所変更の届出は原則として不要になりました 5頁
電話番号を変更された方へのお願い
被用者年金制度の一元化について 6・7頁
読者のひろば・原稿募集・お問い合わせ先 8頁



「紅葉とエナガ」 千葉県習志野市 福島 晨次 さん (千葉県)

「平成25年分の扶養親族等申告書」 が同封されていた方へ

障害(共済)年金、遺族(共済)年金は非課税ですので同封していません

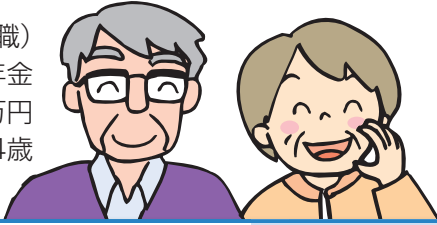
■ 「扶養親族等申告書」は、退職(共済)年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成25年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています

- ① 65歳未満の方(昭和24年1月2日以後の生まれの方) ————— 108万円
- ② 65歳以上の方(昭和24年1月1日以前の生まれの方)で
 - 退職共済年金を受給している方 ————— 80万円
 - 退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の年金を受給している方 — 158万円
- ◎ 上記の金額未満の方は、課税対象とはなりませんので「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

■ 「扶養親族等申告書」を提出した場合の所得税額と、提出しなかった場合の所得税額

(例) 年金一郎さんの場合

本人(無職) 退職共済年金 年金額 180万円 年齢 64歳



妻(無職) 年齢 61歳 (控除対象配偶者)

定期支給期毎の所得税額 (復興特別所得税を含む)

「扶養親族等申告書」を提出した場合	基礎的控除などの所得控除があります	1,531円
「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合	基礎的控除などの所得控除はありません	22,972円

◎ 会社等に勤務されている方へ

会社等に勤務し、その給与の支払者に「平成25年分 給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方も、年金を支払う連合会に「扶養親族等申告書」を提出することができますが、このように給与と年金の両方に申告書を提出された場合、重複して所得控除されることとなり、確定申告の際に所得税を追加納付しなければならない場合があります。

こうした所得控除の重複による追加納付を避けたい方は、連合会に「扶養親族等申告書」を提出しないこともできます。

※ 詳しくは同封の「扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください。

■ 「扶養親族等申告書」の提出期限は、平成24年11月16日です。

- ◎年金から所得税を源泉徴収する際に所得控除(本人の基礎的控除等)を受けるためには、配偶者・扶養親族の有無にかかわらず、申告書を提出していただく必要があります。
- ◎「扶養親族等申告書」は、市町村が個人住民税を算定する際の基礎情報になります。

扶養親族等申告書に関する よくある質問

詳細については、同封の「平成25年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください

質問 1

昨年届け出た扶養親族等申告書の申告内容に変更が生じましたが、申告書には変更した事項欄のみ記入すれば良いでしょうか。
(平成24年分と平成25年分で申告内容に変更がある場合)

答え

平成25年分の申告書には、控除対象となるすべての事項(控除対象配偶者、扶養親族、障害等級等)を改めて記入してください。変更が生じた事項欄のみ記載した場合は、他の控除対象者等について控除の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。(ただし、控除対象外となる場合は、該当欄への記載は必要ありません。対象外となった事項を備考欄に記載してください。)

質問 2

今年(平成24年)、障害者手帳の交付を受けました。障害者控除の申告をしたいのですが、どのように記入すれば良いでしょうか。

答え

障害者手帳の交付を受けた方が年金受給者ご本人の場合は、申告書中央の「受給者本人」の「(障害区分、内容等)」欄に、また、配偶者・扶養親族の場合は、その該当する方の右端「障害区分」、「障害等級、内容」欄に、それぞれ必要事項を記入してください。(同封の「平成25年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の7頁から10頁をご参照ください。)

障害者控除を新たに申告されることとなりますが、控除対象となった方の内容だけでなく、他の控除対象となる方全員のすべての事項を改めて記入の上、申告する必要がありますので、ご注意ください。

なお、今年、障害者手帳の交付を受けられた方で納付税額がある方は、今年1年間の所得税に対する障害者控除を受けることができますので、来年2月中旬から始まる、「平成24年分の所得税の確定申告」の際に障害者控除の申告を行うことができます。

確定申告の詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。

質問 3

控除対象配偶者である妻が、平成25年から退職共済年金(老齢厚生年金)を受ける予定です。
この場合、引き続き控除対象配偶者として申告することができますか。

答え

奥様を控除対象配偶者として申告することができる場合は、平成25年中に奥様が受ける退職共済年金(老齢厚生年金)の年金(見込)額(所得税を控除する前の額)ですが、65歳未満の場合は108万円未満、65歳以上の場合は158万円未満であれば、引き続き控除対象配偶者として申告することができます。
(同封の「平成25年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の9頁をご参照ください。)

質問 4

来年(平成25年)から8歳になる孫を扶養することになります。
16歳未満の子や孫は、所得税法では扶養控除が受けられないと聞いていますが、孫は「扶養親族等申告書」で申告する必要がありますか。

答え

申告する必要があります。

お孫さんは所得税法の扶養控除の対象にはなりません、**市町村が個人住民税(市(区)町村民税・(都)道府県民税)を算定する際に必要となります。**

「扶養親族等申告書」の「扶養親族(16歳未満)」欄に氏名、生年月日の記入をお願いします。

この場合、お孫さんだけを申告記載するのではなく、他の控除対象となる方全員のすべての事項を改めてご記入いただく必要がありますので、ご注意ください。

平成22年度の所得税法の改正において、年金から受けることができる所得控除のうち扶養控除等の改正が行われ、年齢が16歳未満の人に対する扶養控除(月額32,500円)が廃止されました。

平成25年分の年金から 復興特別所得税が源泉徴収されます

障害(共済)年金、遺族(共済)年金は非課税ですので対象外となります

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

そのため、平成25年から平成49年までの各年分の年金が、復興特別所得税の課税対象となります。

源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

【源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の額】

源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の額＝年金支給額×合計税率(%)*

※合計税率の計算式

合計税率(%)＝所得税率(%)×102.1%

(例)所得税率5%の場合

合計税率…5%×102.1%＝5.105%

住所変更の届出は原則として不要になりました

平成23年10月1日以降に住民票の住所変更をされた方は、年金部において「住民基本台帳ネットワークシステム」(以下「住基ネット」といいます)を活用することにより、変更後の住所の確認を行っております。

このため、年金部への住所変更の届出は**原則として不要**になりました。

なお、新しい住所情報が登録されるまでには、ある程度の時間がかかりますので、**お近くの郵便局の窓口で『転居届』の手続きをお願いいたします。**



■ 引き続き、住所変更の届出が必要な方

次の項目に該当する方は、住基ネットを活用できないことから、引き続き住所変更の届出が必要です。

1. マンション、アパート、〇〇様方等に転居される方で、変更後の住民票にマンション名、アパート名、〇〇様方等の記載がない方
2. 住基ネットに参加していない 福島県東白川郡矢祭町 に住民登録されている方
3. 外国に居住している方
4. 日本に居住している外国籍の方
5. 平成23年9月30日までに住民票の住所変更をされた方

なお、成年後見を受けている方等で、成年後見人等の住所が変更となった方は、年金部年金支給第一課へご連絡ください。別途、ご案内文書をお送りいたします。

● 届出用紙のご請求 ●

住所変更の届出用紙は、年金証書と一緒に同封されていますが、年金部へお手紙やお電話をいただければお送りいたします。

また、連合会ホームページ <http://www.kkr.or.jp/> からダウンロードすることもできます。

電話番号を変更された方へのお願い

お引越などにより**電話番号を変更された方**は、年金部からお電話による連絡ができなくなりますので、新しい電話番号を年金部へお手紙やお電話にてお知らせください。



被用者年金制度の一元化について

本年4月13日に国会へ提出された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(通称「被用者年金一元化法案」)は、8月10日に可決成立し、8月22日に公布されました。

被用者年金一元化法とは

現在の公的年金制度は、広く国民全般を対象とした国民年金(基礎年金制度)と、その基礎年金制度の上乗せ部分である共済年金や厚生年金保険の加入者を対象とした制度(被用者年金制度)により構成されています。

今回成立した被用者年金一元化法は、被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本に、民間の会社員、公務員及び私立学校教職員を通じて、保険料負担や年金給付のしくみを同一化し、厚生年金制度に統一することを目的としたものであり、一部の先行実施を除き、平成27年10月から実施されることになっています。



被用者年金一元化法の主要項目

被用者年金一元化法の内容は、将来に向けて新たに年金を受給される方に関する項目が大半ですが、現在の年金受給権者の一部の方に関する項目も含まれていますので、その項目についてご紹介します。

- 〈1〉 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
(平成27年10月より実施)
- (主な例)
- ①被保険者の年齢制限(70歳)の設置(現在の公務員共済は年齢制限なし)
 - ②老齢給付の在職支給停止基準の見直し
 - ③遺族年金の転給制度(※)の廃止

※遺族年金の転給制度とは

共済制度による遺族年金は、年金を受給されていた方や組合員の方の死亡当時、その死亡した方によって生計を維持されていた法律で定める「遺族」に支給されることになっています。この「遺族」に該当する方が2名以上いるときは、まず、先順位の方に遺族年金が支給され、その後、先順位の方が失権したときは、次順位の方に引き続き遺族年金が支給されることとなります。このように先順位の方から次順位の方に遺族年金が受け継がれる制度を「転給制度」といいます。

この転給制度は、共済年金特有の制度であり、厚生年金には設けられていません。

(例) 該当する遺族が死亡した方(組合員等)の妻と母である場合

制 度	遺族年金の受給推移	
	組合員等が死亡した場合	妻が再婚等により失権した場合
共済年金	妻へ遺族共済年金を支給	母へ遺族共済年金を支給(転給)
厚生年金	妻へ遺族厚生年金を支給	遺族厚生年金の受給権は消滅

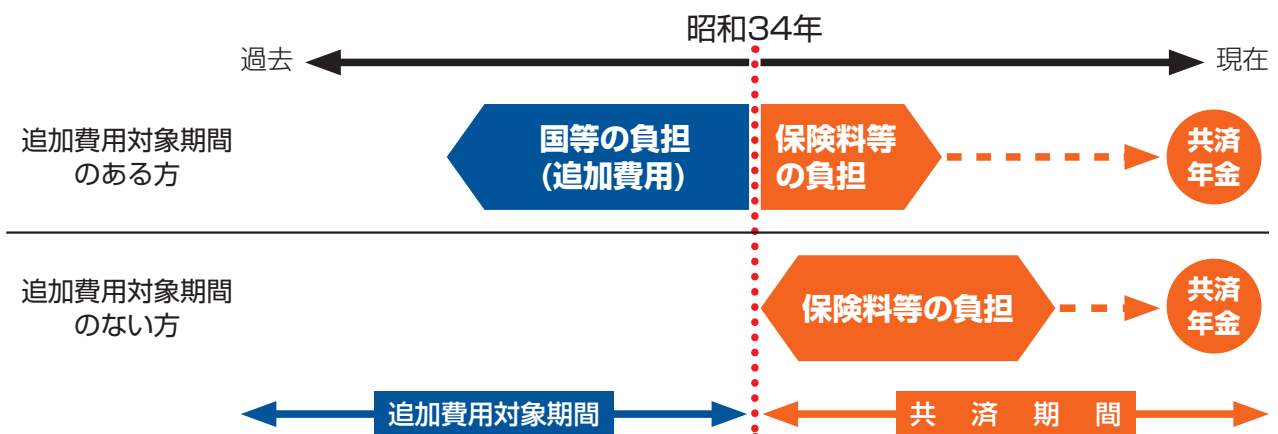
〈2〉 追加費用(※)削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から実施)

※追加費用とは(国家公務員共済の場合)

現在の共済年金制度が昭和34年に発足したことに伴い、それ以前の公務員であった期間(恩給公務員期間等)については、その後の共済年金に引き継がれ、現在の年金給付額の計算の基礎となる組合員期間に算入されています。

この昭和34年前の公務員であった期間に係る年金の給付に要する費用は、事業主(国等)が負担することとされており、これを「追加費用」といいます。



◆上記に掲げた主要項目については、今後、政省令の公布等により詳細が確定次第、改めて具体的な内容をお知らせします。

◆被用者年金一元化法に関するその他の情報については、連合会ホームページ (<http://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/doko/index.html>) をご参照ください。

読者のひろば

飛ぶ鳥のように

大空を舞う鳥を見るたび思います。あの人が飛んでいると、今は苦しみもなく思い切り夢を追いかけ叶えているだろうと。

永遠に旅立つ三日前まで、おぼつかめ足で遠征に出かけた夫は、薬より夢をえらんで、生涯をバスケットボールに捧げました。80歳現役コーチそれは一昨年春でした。その強い信念と厳しく育てる中での優しさは、数多くの教え子らに慕われました。今に残る名付けられたチャンピオンシップは永遠です。

一年にかぞえるほどの休みが取れると、この年金だよりに載る宿に出かけた思い出に涙します。

そして私も又一直線に夢を追いかけてきました。すぐにくじける私を幼子をあやすように励ましてくれました。お互いの夢を語りつづけた五十年でした。

のこされたノートに「自信を持て。出来ないと思うな。目標を持て。そのためにどれ位準備が出来るか。準備のための努力。まずはやってみる。笑顔で」と書かれてありました。

私はその言葉を額に入れて、折にふれ寂しいとき、又何かゆき詰った気持ちのとき、声に出して読みあげて励みとしています。

私もすぎた日、多くのステージを創ってきましたダンス振付師です。今まだ次なるものに挑戦しようとしています。

ここに、いつも私を見守る人が居て、いただいた命を大切に、あしたに向おうとなづいています。

神奈川県 柴 千恵子 さん (77歳)

作詩に挑戦・奮闘中

幼少時から身体が弱く活発でなかった私は、両親の意に従って、書道に熱中し、上達した。

戦時中は(日・満・支)三国の学童書道大会に出品し入賞の実績もある。

長じて、社会に出て国家公務員となり、結婚、三人の子供を持ち平凡な生活を送っていたが、私の書道は続いて居て、愛妻には「将来、定年後は書道塾を開き、二人の生活には困らぬようにするから……」と夢を語っていた。

五十歳の頃、あと十年の定年後を思って、ふと、考えた。塾を開けば、第二の人生は生徒達の為に時間を拘束され、自由な楽しい生活が望めないのでは?と思った。そこで、ボケ防止のために「作詩」の勉強を始めようと思いついた。

童謡・演歌・地方の歌等の文献を読みあさり学んで来た。勿論、書道は継続しながら。

元来、土木家の私が音楽文芸の分野に挑戦して、愛妻と子供達に笑われ、励まされ乍ら三十数年を経過したが、日常の生活にはボケ知らずと自負している。

今では私のつたない詩が、多くの地方の方々によって曲がつき、唄われるようになり「挑戦」「実践」「苦戦」の毎日が楽しい。

両親は勿論、家族の協力、友人達の交遊の賜物に深く感謝しています。

最後に、機会あれば『百歳音頭』なる作品を会員各位の御耳に届けられたらと思います。

福岡県 真次 肇 さん (83歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

皆様が現在「挑戦」・「実践」・「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎ 03 (3265) 8141 (代表)

- ◆電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。
- ◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。
- ◆最近、間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>
(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)